

「5年前の住居の所在地」の把握方法について

総務省統計局

国勢調査は、調査期日（調査基準時）における人口・世帯の実態を、全国、都道府県及び市区町村別に明らかにすることを目的としている。

人口移動に関しても、調査基準時の市区町村境界による状況を把握し、これに基づいて今後の移動の予測をするなど、国や地方公共団体の行政施策に資する必要があることから、調査基準時の市区町村境界による移動統計を提供する必要がある。

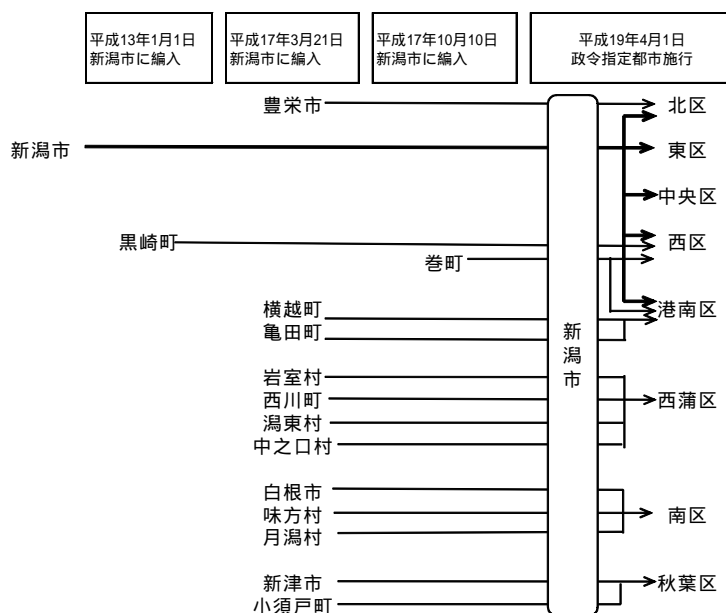
このためには、「5年前の住居の所在地」の区分（選択肢）については、平成22年10月1日現在の状況を記入する必要がある。仮に、これによらない方法とした場合、以下の【事例1】のとおり、人口規模や移動数の多い大都市における区間移動が得られないという根本的な支障が生じてしまうことになる。

また、「5年前の住居の所在地」の所在地名について、調査期日の5年前である平成17年10月1日現在を基準として記入することとした場合、平成17年10月1日時点は市町村合併の途中段階であり、平成17年10月1日現在の市町村の名称を正確に記憶していなければ、正確な記入が得られないおそれがある。さらに、次頁の【事例2】のように「5年前の住居の所在地」の区分は平成22年10月1日現在を基準として記入することとしており、一つの設問の中で記入の時点が統一されていない場合、記入に際し混乱を来すおそれがある（「5年前の住居の所在地」を把握する時点の違いによるメリットとデメリットは（参考1）を参照）。

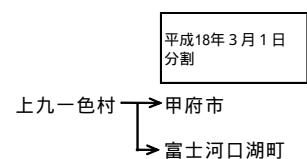
なお、調査期日の5年前である平成17年度は、平成16年度の次に市町村合併が進行した年であり、1年間に減少した市町村数は500に及んでいる（参考2）ことから、仮に平成17年10月1日現在を基準として記入することとした場合、このような過渡期にある年の一時点における移動統計を提供することとなる。

【事例1】

平成17年10月2日以降に政令指定都市となった事例



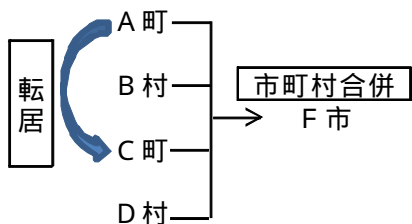
市町村が分割した事例



平成17年10月2日以降に政令指定都市となったのは、上記の新潟市のほか、浜松市、堺市、岡山市の4市である。

【事例2】

転居後（A町からC町）に市町村合併があった場合



- 「5年前の住居の所在地」の区分（選択肢）としては、平成22年10月1日現在の市町村境界を基準として記入（「同じ区・市町村内の他の場所」を記入）
- 「5年前の住居の所在地」の所在地名は、平成17年10月1日現在の市町村境界を基準として記入する場合、一つの設問の中で記入の時点が統一されていないことから、記入に際し、混乱を来すおそれ

[5年前の住居の所在地]

7 5年前(平成 年10月1日) どこに住んでいましたか																													
<ul style="list-style-type: none"> •現在の場所に5年以上住んでいる人については記入する必要はありません •5年前に同じ市内の他の区に住んでいた場合は、他の区・市町村に記入してください •他の区・市町村の場合はその都道府県・市区町村名(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)も書いてください •平成 年10月1日より後に生まれた人は、出生当時ふだん住んでいた場所を記入してください 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現在と同じ場所</th> <th>同じ区・市町村内の他の場所</th> <th>他の区・市町村</th> <th>外国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(所在変更) ↓</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> </tr> </tbody> </table>	現在と同じ場所	同じ区・市町村内の他の場所	他の区・市町村	外国	○	○	○	○	(所在変更) ↓																			
現在と同じ場所	同じ区・市町村内の他の場所	他の区・市町村	外国																										
○	○	○	○																										
(所在変更) ↓																													

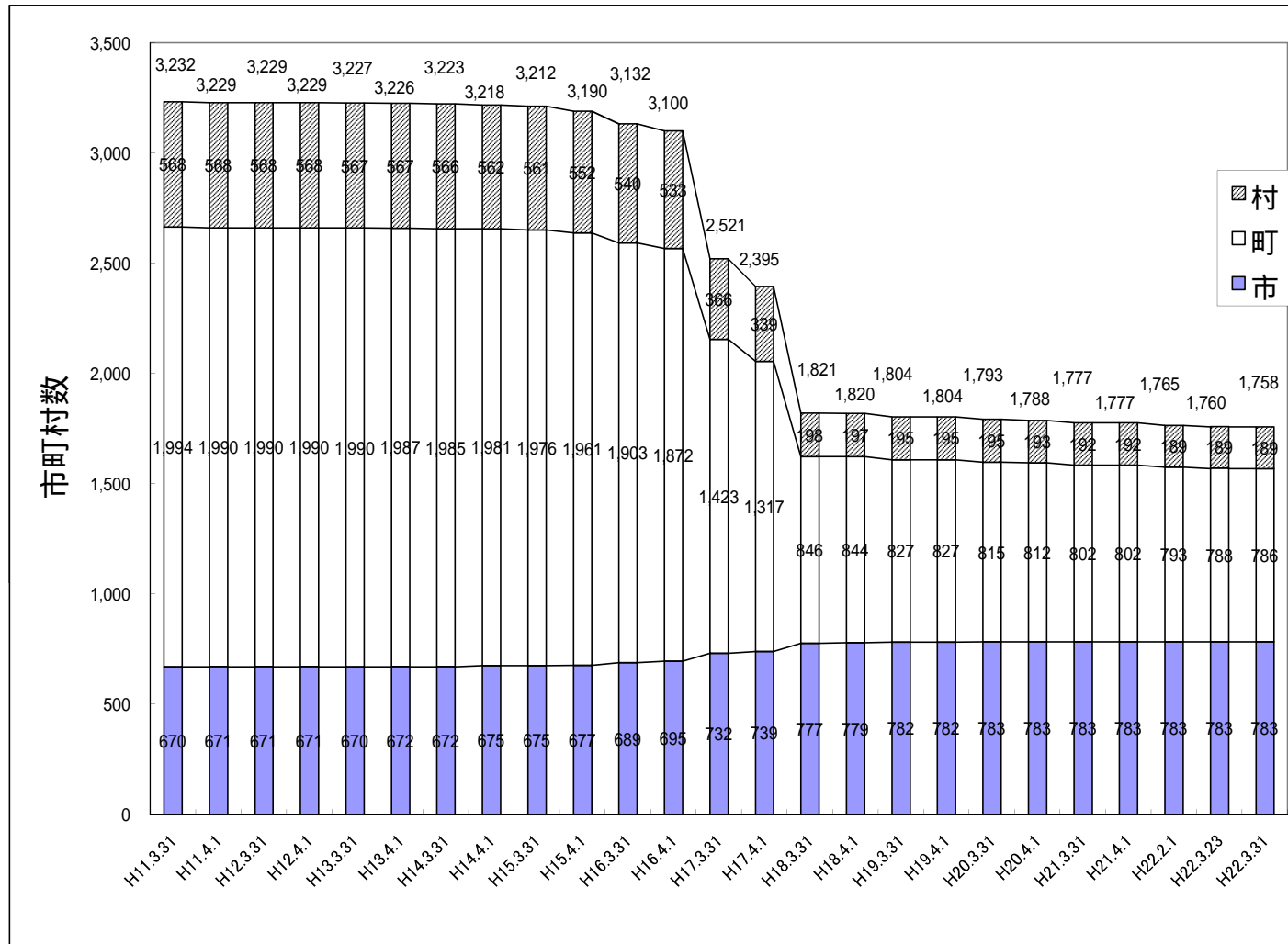
(参考1)

「5年前の住居の所在地」を把握する時点の違いによるメリットとデメリット

	平成22年10月1日現在の市町村名を記入	平成17年10月1日現在の市町村名を記入
メリット	<p>利用者</p> <p>行政利用上のニーズ(現行の市町村の区域による人口移動把握)に合致。</p> <p>平成17年10月2日以降に政令指定都市となった市について、区間の人口移動を把握することが可能。</p>	<p>報告者</p> <p>5年前に居住していた市町村の名称をそのまま記載すればよく、合併等による名称の変更の有無や現在の名称を確認する手間が生じない。</p> <p>利用者</p> <p>平成17年10月2日以降に合併した市町村については、合併前の旧市町村の単位の人口移動の状況を把握することが可能。</p> <p>(ただし、平成17年10月1日までに合併している市町村については、合併前の旧市町村単位の状況は把握できない。)</p>
デメリット	<p>報告者</p> <p>×5年前に居住していた市町村の名称が、合併等により変更されていないか確認する手間が生じる可能性がある。(ただし、現在の名称が不明の場合は、平成17年10月1日現在の名称の記入が可能である旨を、「調査票の記入のしかた」に記載する。)</p> <p>利用者</p> <p>×平成17年10月2日以降に合併した市町村については、合併前の旧市町村間の移動の状況を把握できない。</p>	<p>報告者</p> <p>×平成17年10月1日現在は市町村合併の途中段階であり、平成17年10月1日現在の市町村の名称を正確に記憶していなければ、正確な記入が得られないおそれがある。</p> <p>×「5年前の住居の所在地」の区分(選択肢)は平成22年10月1日現在を基準として記入することとしており、一つの設問の中で記入の時点が統一されていない場合、記入に際し混乱を来すおそれがある。</p> <p>利用者</p> <p>×平成17年10月2日以降に政令指定都市となった市については、区間の人口移動を把握できない。</p>
備考	平成17年10月2日以降に政令指定都市となった市：4市(新潟市、浜松市、堺市、岡山市)	平成11年3月31日現在：3,232市町村 平成17年10月1日現在：2,216市町村 平成22年3月31日現在：1,758市町村

(参考2)

H11.3.31以降の市町村数の変遷



(出典：総務省自治行政局HP)